

足利市監査公表第9号
平成23年11月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩崎 勝

足利市監査委員 岡本 篤典

足利市監査委員 黒川 貫男

記

1 監査の種類 財政援助団体監査

2 監査実施日 平成23年11月4日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
財団法人 足利市民文化財団	平成22年度 出捐金 981,234,887円	出捐金は目的に沿って運営管理され、その経理事務については適正に執行されたものと認められた。
足利市観光協会	平成22年度 足利市観光協会補助金 18,850,000円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・事業終了後、期限内に決算書等が提出されていない。
	平成22年度 観光振興事業委託料 13,600,000円	施設の管理運営等に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・事業終了後、期限内に決算書等が提出

		されていない。
--	--	---------

5 意見・要望

足利市観光協会への補助金については、交付要綱等を定めるなど手続を明確にするとともに、適切な指導を図られたい。